

## 中世における八瀬童子の職能と存在形態

西 剛

### 論文要旨

本稿は、中世における八瀬童子の存在形態を、主にその生業・職能に着目しながら考察したものである。まず第一章では、輿界としての八瀬童子の姿に着目した。八瀬童子は一義的には、青蓮院に所属し、貴人の登山・下山に付き従う輿界であるが、室町時代に至り、足利義満が比叡登山を行なつた際に勤仕することで幕府儀礼の中でも欠かすことのできない存在となつたことを明らかにした。

第二章ではこのことをさらに進め、幕府儀礼の中に位置づいた八瀬童子が、儀礼へのストライキ行使しながら自らの権益を維持・拡大する姿を考察した。また一方で、左衛門府領の住人の立場から、東坊城家を後楯として他の商人と対峙する姿を推察し、八瀬童子が複数の権門を本所として自己の権益の維持・拡大を図る職能集団であつたことを想定した。

すなわち中世の八瀬童子は山々における生業を基礎としつゝ、山道の輿界として高度な技術を発揮しながら幕府儀礼に食い込み、複数の権門を後楯としながら様々な軋轢に対峙していった職能集団としてこそ理解されるべきであることを主張した。

### はじめ——問題の所在

京都・洛北に所在する八瀬地域（京都市左京区）は、若狭街道に沿つて散在する山間集落で、高野川の上流八瀬川が中央を貫流する。越前に通ずる若狭街道筋にあり、比叡山延暦寺の京都側からの登山口でもあつた。このような政治的、経済的な重要拠点地であつた八瀬地域に居住する人々で構成された共同体が八瀬童子である。

十一世紀頃には彼らは既に宮座を形成していたことが史料から裏付けられ、これは史上屈指の古さをもつ宮座の事例としてこれまで多

くの注目をあつめてきた。さらに、「童子」の呼称があるように、その容姿は、成人男性でも髪を伸ばして丸く結んだ童形であつたと伝えられ、古くから人類学・民俗学の対象となり、当該集団への関心は一個の社会集団に対するものとしては極めて大きなものであつたといわなければならない。<sup>(2)</sup>とりわけ、猪瀬直樹『天皇の影法師』は今まで流布する八瀬童子の言説を考える上で大きな影響力をもつた書籍であるといえる。

このような多様な言説の一方で、八瀬童子に対して歴史学的アプローチを試み、社会集団としての八瀬童子像を実証レベルで明らかにしたのが、山本英二である。氏は、八瀬童子が中世以来一貫して天皇の枢昇として勤仕していた、という説を否定し、この言説が近代になつてから創始されたものであることを明らかにした。また、八瀬童子研究の根本史料として認識されていた「八瀬記」を、近世における「比叡山延暦寺による寺域回復運動に対抗するため、自己の由緒を後醍醐天皇にむすびつけ」、後世に伝えようとした歴史書であると理解し、彼らの真の姿は、一貫して朝廷に奉仕する輿昇集団ではなく、延暦寺、青蓮院、室町幕府など、各時代における諸権力の編成をうける存在であったことを明らかにしたのである。<sup>(3)</sup>

氏が当該研究で述べたように、中世における八瀬童子は、青蓮院門跡に従属しながら輿昇として奉仕し、課役免除の特権が認められていた存在であり、また、その特権を梃子として、豊かな山林資源を背景に、薪炭を生産・販売することを生業としていた職能集団であつた。私見でも、氏のこの見解は大枠としては妥当であり、大きな訂正の必要はないものと考える。しかしながら、当該研究における氏の叙述の中心は十七世紀以降にあり、鎌倉期・室町期における八瀬童子のあり方については、未だ語りつくされていない部分も残る。そこで本稿では、中世における八瀬童子について、実態的な身分・集団のあり方・生業等に着目し、彼らの存在形態を追求したい。<sup>(4)</sup>

## 第一章 八瀬童子の職能——輿昇として

### 第一節 八瀬童子の職能と所属

八瀬童子の性格を考えたとき、第一に踏まえなければならない点は、彼らが山の民であった、ということである。八瀬童子に関する初出史料と考えられている寛治六年（一一〇九）九月三日付「青蓮院吉水藏菩薩釈義紙背文書」（＝八瀬刀禰乙犬丸解）の中において、既に八瀬刀禰・乙犬丸は、にわかに「袖伐夫役」を懸けられた際、「只寺家下部等上下之間、供給等勤仕之」と述べ、延暦寺の寺家・下部が比叡山を登山・下山するとき、必要な供給を行うことこそ、自らの課役免除を保証する行為であると主張している。<sup>(5)</sup>具体的にいかなる行

為が供給にあたるのかは本史料から明らかにすることはできないが、青蓮院の寺史『華頂要略』に散見される八瀬童子の活動を見ると、その詳細を知ることができ。いまここで、その一覧を表1として掲出する。

本表を一見して明らかのように、基本的に八瀬童子は、上級僧侶の登山に関する記事の中に限定して登場していることがわかる。また「今日御登山、従三条坊御出、八葉御車<sup>切物</sup>、牛三頭<sup>頭被下</sup>、牛童二人各着狩衣」、(略)於鷺森儲手興、八瀬童子十八人參役」(表1-2)という記述から明らかのように、その職能は輿昇であつたことがわかる。中でも本表の中に牛車から輿への乗換え地点として鷺森が二回、坂口、西坂本觀音院前がそれぞれ一回ずつ記述されることは、現在の修学院あたりにおいて乗り物の切り替えが行われることが通例であつたことを意味している。また次に示す史料(表1-1)は、中世における八瀬童子の職能を知る上で重要な示唆に富むものである。

<sup>(寛元)</sup>三年乙巳正月十九日入西山道覺親王室。○房全僧正記云、正月十八日戌刻俄召<sup>〔参〕</sup>十樂院<sup>〔眞守〕</sup>、今日自西山宮<sup>〔被〕進〔御書〕</sup>、其間事被<sup>〔仰〕合</sup>之間、当初御因縁不<sup>レ</sup>浅定有<sup>〔子細〕</sup>歟、尤可<sup>レ</sup>有<sup>〔御參〕</sup>之由言上畢、即有<sup>〔御出立〕</sup>、寅刻御參、御供僧綱<sup>〔參〕</sup>、其外房官一人<sup>〔重基〕</sup>、午刻御參<sup>〔西山殿〕</sup>、以長源阿闍梨<sup>〔被〕申入</sup>之處、則入<sup>〔御御寢所〕</sup>、御對面之後以長源阿闍梨<sup>〔被〕仰出</sup>者、御長櫛三合可<sup>レ</sup>有<sup>〔御隨身〕</sup>、人夫六人可<sup>レ</sup>用意之由有<sup>〔其沙汰〕</sup>、雖<sup>レ</sup>為<sup>〔卒爾〕</sup>申<sup>〔領狀〕</sup>畢、仍定賢法眼私力者六人被<sup>〔召加〕</sup>、御輿之間彼法師六人可<sup>レ</sup>昇<sup>〔長櫛〕</sup>之由下知畢、仍房全私力者六人召<sup>〔進御輿〕</sup>畢、以法師六人令<sup>〔昇〕</sup>私輿、路次之間令<sup>〔乘馬〕</sup>畢、次以<sup>〔雲仙律師〕</sup>自<sup>〔御所〕</sup>被<sup>〔出〕</sup>御聖教塗小箱<sup>〔合如裏〕</sup>、十文字結<sup>〔レ〕</sup>之、又御経袋一、又御文箱一、□命結之後可<sup>レ</sup>被<sup>〔開〕</sup>之山被<sup>〔書〕</sup>付<sup>〔之〕</sup>、仍予請<sup>〔取〕</sup>之、倩案此事交替他人不可<sup>レ</sup>然、只直可<sup>レ</sup>入<sup>〔御輿〕</sup>之由心中存定畢、又路次之間可<sup>レ</sup>有<sup>〔怖畏〕</sup>之由長源内々申<sup>〔レ〕</sup>之、而間先御輿、次御聖教長櫛三合、次予參、中山之邊八瀬童子二十人許參会頗付<sup>〔レ〕</sup>力畢、仍御力者満足之間、私力者返賜、乘<sup>〔レ〕</sup>輿訖云々、

表1 「華頂要略」にみる八瀬童子の活動(13-15世紀)

番号	年月日	西暦	目的	八瀬童子の人数	牛車からの乗換地点
1	寛元3年1月19日	1245	西山宮からの下山補助	20	-
2	徳治2年10月18日	1306	門主、三条坊より御登山	18	鷺森
3	弘安7年11月19日	1284	三条御房より、御授戒のため登山	12	坂口
4	延文3年6月29日	1358	十樂院より、拝堂のため登山	14	-
5	永和元年3月晦日	1375	門主、御登山	14	-
6	至徳元年4月23日	1384	十樂院より、拝堂のため登山	-	西坂本觀音院前
7	応永18年7月19日	1411	門主、授戒のため登山	-	鷺森

寛元三年正月（一二四五）十八日の夜、俄かに最守から召があり、房全は東山・大谷の地に所在する十楽院を訪れたところ、西山宮道観親王から御書が届いたと告げられた。この御書の真意がどこにあるのか、二人は図りかねたが深い関わりを持つてゐる道観親王であり、何か問題がおこつてゐるのだろうかと考え、すぐに準備を整え、深夜、西山宮と称された善峯寺へ向かった。

到着したのは翌十九日の昼程のことであった。さっそく二人は長源阿闍梨を通して道観親王に面謁を依頼し、無事対面を果たすことができた。しかし問題は、対面を終えた後に起つた。長源阿闍梨が「御長櫛三合」を二人に持ち帰つてほしい、と伝えてきたのである。人夫六人を附けるというが、何分突然のことであつたので二人は逡巡する。既に時刻は昼を大きく過ぎ、帰路の途中では日暮れを迎えるだろう。とくに路次は冬の山道である。託されようとする一合の長櫛は、一人にとつて大きな負担であつたはずだ。しかしながら二人は最終的にはこれを承諾し、「御聖教塗小箱一合」、「御経袋一」、「御文箱一」を持ち帰ることとなつた。このうちの文箱には「□命結之後可レ被開之」という書付がなされ、このことは容れられた文書類が秘匿性を帯び、厳重に管理されるべきものであつたことを示している。これを裏付けるように、これをうけとつた房全は、他人を介さず、自らの手で御輿の中に安置させることとした。そして、最守の乗る御輿、長櫛三合、房前の順番で行列を編成し、帰路に付くこととなつた。<sup>(8)</sup> なによりこの編成が、帰路の怖畏を少しでも減少させるためになされていたことは重視しておきたい。

そのような不安な道行を一気に解消させたのが、傍線部で示した八瀬童子の登場であつた。特に注目されるのは、八瀬童子二十人と出会つた房全が「頗付レ力」けて「御力者満足」し、西山宮で附けられた「私力者」を返してしまつたことだ。この事実からは、房全が抱く八瀬童子への絶大なる信頼を知ることができる。

これらの事例から明らかなように、十三世紀から十四世紀における八瀬童子は、比叡山をはじめとする複数の山々の登山・下山の輿ととして寺院社会の中で大きな位置付けを与えられた存在であつた。山道の輿として彼らが役割を果たす前提となるのは、強靭な身体能力とともに、季節や天候に応じた山、あるいは山道に関する知識であつたと考えられる。これらの諸条件を果たすことが可能であつたのは、やはり八瀬童子が本質的に山人であつたからと考えられる。山人として山々に分け入り、山林資源を獲得する生業は山に関する総合的な技能と知識を八瀬の人々に与え、八瀬童子は山の生業を、輿とという職能に連動させることで、山の輿の職能集団としての確固たる立場を固めたものと考えられる。

## 第2節 輿昇としての飛躍

八瀬童子の山の輿昇としての職能は、室町期に至り新たな展開を果たすこととなる。史料を引用したい。

応永三年九月十七日、壬申、天晴、蒼々而風静也、今日入道准后大相国殿御登山也、是依講堂供養御受戒也、可レ為京晴之儀之山、先日俄沙汰、下官可レ令供奉之由、蒙嚴命、(中略)到不動坂、公卿等大略乘手輿、先行可レ登山殿上人等面々於便所改裝束、著直垂、登山云々、予御下車ヲ相待、暫不登山、頃之御車近々也、予下馬、御車過前之間、公卿殿上人等蹲居地上、其後入道太相國殿令レ移于輿、給八瀬童子昇之、仍予乗于輿、力者、參御供、(中略)入道右大臣殿、今日同自東坂本御登

山也、香御付衣文替、同五帖、御袈裟、乗手輿給、八瀬童子十人計昇レ之、

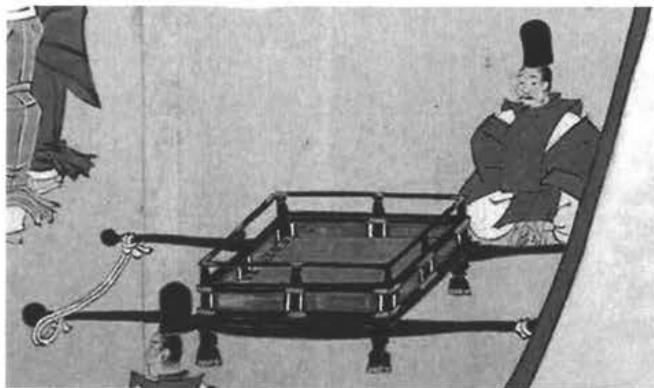


図1 手輿 (『春日權現驗記』[国会図書館所蔵])

いうまでもなく室町時代、足利氏が京都市中の諸権限を手中にし、政治を行う上で、延暦寺といかなる関係を構築するかが政権運営上の極めて重要なネックであった。室町幕府は義満が将军であつたとき、延暦寺との交渉を担うバイブルとして山門使節を設置し、有力な衆徒をもつてこれの成員とし、延暦寺の統制を図つた。<sup>(1)</sup> また洛中の山徒の土倉が日吉社の祭礼である「小五月会」の費用を日吉神人から徴収するシステムである馬上方一衆制度を整え、室町幕府は延暦寺との間に安定的な関係を取り結ぶことを可能とした。そして結び合う山門と幕府の関係を象徴するものとして応永元年(一三九四)、応永三年に義満自らの比叡登山が実施され、また後者の事例では、義満は延暦寺戒壇において授戒まで受けたこととなつた。実は、この一連の動きの中に八瀬童子と義満とが関係を結ぶ契機が潜んでいるのである。

応永三年(一三九六)九月十七日、三日後に迫つた延暦寺大講堂供養の儀に出席するため、義満は比叡山に向けて出発した。右に引いた史料はその様子の詳細を伝える花山院忠定が著した『入道准后大相國登山之記』の一部である。

本史料によると不動坂(雲母坂とも。修学院から比叡山へ登る坂)に至り、義満はそれまで乗っていた牛車から輿に乗り換え、いよいよ山へ登る準備を行なつた。ここで用いられた輿が「手

輿」であったことに注意を払いたい。この手輿とは、図1のように通常の輿と異なり四隅の柱とそれをめぐる覆いを取り払った形態の輿のことであり、塗輿、板輿よりも軽量で、かつ山道に繁茂する木々の枝々の影響を受けにくいタイプの輿である。ここに見られる牛車から輿への乗り換えは、行列の威儀に関わる変更というより、安全に山道を進むための実利的な変更と理解すべきであろう。そして義満が乗ったこの手輿に勤仕したのが「八瀬童子十人計」であったことは見過すことのできない事実である。

また義満の登山というだけあって、閑白、左右大臣等の公卿も同道しており、これらの人々もこの坂から輿を用いるのだが、その輿の任にあたる人々については記載が見られず、「輿昇」と一般名称を記すに留まっている。八瀬童子は将軍の輿だけに限定して出仕していると理解することができよう。つまりここに至るまでの間で、前節で見た八瀬童子の輿昇に関する特別な職能は室町幕府の中でも十分に認識されるようになつておらず、八瀬童子は室町殿の輿を任せ得るものとして位置付けられていたと考えることができる。

この事例の後、八瀬童子が比叡登山の際、室町殿の輿に勤仕したことを見らせる特別な職能は室町幕府の中でも十分に認識されるようになつており、八瀬童子は室町殿の輿を任せ得るものとして位置付けられていたと考えができる。

月、日吉社に向かう足利義持の輿に八瀬童子が勤仕したこと、<sup>(1)</sup>また嘉吉元年（一四四三）三月、足利義教が伊勢參宮から帰洛する際、<sup>(2)</sup>「八瀬童子十二人」が御輿に勤仕したことがそれぞれ明らかとなる。

このうち「義持公日吉社参記」では「一、八瀬童子事」として「鹿苑院御登山之時、自<sup>〔義承〕</sup>梶井殿<sup>〔義承〕</sup>被<sup>〔召進〕</sup>云々、今度又申入畢、仍二人并長一人所被<sup>〔召進〕</sup>也」という記述を載せていることは重要な意味を持つ。本史料では、鹿苑院（義満）が登山した際に梶井義承が八瀬童子を招集し、これにあたらせたことを先例とし、義持の登山に際しても將軍の輿への勤仕のため八瀬童子を招集したことを知ることができる。つまり、十五世紀前半段階において、応永三年の義満比叡登山を先例としつつ、室町殿の輿には八瀬童子をあたらせるということが通例として定着していたのだ。

### 第3節 八瀬童子長をめぐって

室町期の八瀬童子については、その組織のありかたがおぼろげながらみえてくる。文明三年（一四七二）五月九日付の「八瀬童子長職職任状」の写しが残されていることは重要である。<sup>(3)</sup>宛所とされるのは、「播磨丞」。中近世、八瀬童子を構成する人々が国名を持っていたことを勘案するならば、ここで長職を補任された「播磨丞」とは八瀬童子集団の構成員とすることが妥当であろう。戦国期においては、八瀬童子集団の統率者は、集団内の一人を選任し青蓮院から補任される存在だったのである。すると、先に引いた「青蓮院吉水藏菩薩秘義紙背文書」（八瀬ノ福乙犬丸解）を考え合わせても、中世を通じて八瀬童子は、青蓮院門跡に所属しながら輿昇として勤仕し、その反

対給付として「袖伐夫役」免除などの諸特權を与えられた職能集団であった、とするこれまでの見解は一定の妥当性を持つものだと考  
る。

しかしながら、中山定親の日記『薩戒記』永享十二年（一四四〇）十一月十五日条には、このことに関し興味深い記述が見られる。本条は、足利義教の石清水参詣に伴う諸手続きの詳細を書き記した部分であるが、その一部に「八瀬童子之中、長有三人」、一人者梶井門跡、「一人者青蓮院門跡奉公也」と記される。これは、今度の石清水参詣においては、どちらの長を通じて八瀬童子を勤仕させるべきか、といふ幕府からの諮問につながる一文であるが、この問い合わせに対し記主・中山定親は、「今度不レ申梶井門跡、尤為失錯、所詮事即火急、再往不レ可レ然、共可レ隨御成敗之上者、任レ例可レ被レ召進梶井殿長以下歟、追可レ申此由於彼門跡也」と梶井門跡に所属する長を通じて動員させるべき旨を回答する。既に十五世紀前半においては、八瀬童子長は青蓮院門跡、梶井門跡の双方に存在し、八瀬童子の構成員はそれぞれの長を通じて動員される形態になっていたことを知ることができる。また同日条には、儀礼勤仕に際する下行請取も記述されており、それによれば、八瀬童子長として竹若なる人物の名前を載せる。

残念ながら八瀬童子長が両門跡に所属する体制がいつ頃から成立したかを明らかにすることは現段階ではできず、また八瀬童子が梶井門跡系統への勤仕に際し反対給付として、いかなる権限が安堵されていたのかも詳らかではない。

しかしながら、第二節で引用した二件の事例とこの義教の石清水参詣がいずれも幕府儀礼であつたことを勘案するならば、山門関係寺院の儀礼には青蓮院門跡系統、幕府儀礼においては梶井門跡系統という区別が成立していた可能性が考えられる。とするならば、室町段階における八瀬童子は、貴顯の輿界として各種権門の中に位置付けられ、制度的に運用される職能民として存在していたことになろう。

## 第二章 八瀬童子の職能

### 第1節 八瀬童子の職能と訴訟手段の獲得

前章で見た通り、少なくとも十四世紀において、八瀬童子は輿界の分野では比類なき職能民として各種権門のシステムの中に位置付けられていた。そして、このことが八瀬童子が自らの生業の維持・拡大を図る上でも重要な機能となっていたことがわかる。史料を引用する。

八瀬と大原霍論事、良禪法印状成・集会一事、如レ此子細見シ状候歟、為レ使節口状ニ属ニ無為ニ様、可レ被レ計略ニ候也、室町殿御登山之時、八瀬童子坂御輿可レ参勤ニ候、定而可レ及レ違乱ニ候歟、其已前早令ニ落居ニ候様、可レ被レ計沙汰ニ之由、被レ仰下ニ候也、恐々謹言、

応永廿二年

六月廿四日

使節中(15)

承啟

本史料は、先に引用した「八瀬記」に掲載された「当村証文写」として列挙されたものの一つである。引用部冒頭に「山門座主・青蓮院御門主、八瀬童子へ被レ下状」と記されているものの、山門使節に宛てられていること、本状の内容が室町殿登山という幕府儀礼を滞りなく遂行することに目的が置かれていることを勘案すると、山門・青蓮院からの発給というよりも、幕府中枢部から発給された奉書と考えたほうが妥当であろう。

内容は、八瀬と大原が衝突しており、この段階になつても争いは収束していない。そのため、はやく山門使節を通して裁決を下し、現状を開せよ、というのが大意である。<sup>(16)</sup>

引用した史料の中で特に重要なのは、「室町殿御登山之時、八瀬童子坂御輿可レ参勤ニ候、定而可レ及レ違乱ニ候歟」(將軍が比叡山を登るとき、八瀬童子は御輿に勤めることになつてゐる。このまま裁決が下されないならば、彼らはその勤めに支障を來す行為をとるだろう)という記述である。

この史料は、八瀬童子が違乱に及ぶ前に彼らの主張を認め、大原と八瀬の衝突を解決せよ、と通達する機能をもつものと判断できる。この記述からは、八瀬童子に対する上位権力側の強い配慮が読み取れると同時に、何としても八瀬童子に輿への勤仕を行わせたい、といふ幕府側の強い姿勢を読みることができる。この文書によつて事態がどのように収束されたのか、今はその詳細を知ることができないが、

山門使節に宛てられた文書が「八瀬記」に載せられていることから考えても、八瀬童子側に利の有る裁決が下されたことを想定できる。

この史料が作成されたのは応永二十二年のこと。先に見た八瀬童子が室町殿の輿を担ぐことが通例として定着してきた段階とまさに符号する。<sup>(17)</sup>つまり八瀬童子は、室町殿の輿に勤仕する職能集団となることによって、為政者の行列儀礼の核である輿の進止を左右できる特殊な立場を獲得したといえる。そしてこのことによつて八瀬童子は、事によつては輿を停止させ自身の意見を主張する有益な訴訟手段を獲得し、室町社会における届指の特權的職能集団としての立場を固めていくことが可能となつたのである。<sup>(18)</sup>それを物語るように、八瀬童子の課役免除特權は、室町幕府以後、三好政権、織豊政権においても追認されることとなるのである。

## 第2節 八瀬童子の後編

### 第1項 八瀬童子に宛てられた綸旨群

八瀬童子が自らの共同体の由緒を語るとき、天皇の代替わりごとに連綿と下されてきた一連の綸旨に着目されることが多い。実際に現在も伝えられる「八瀬童子会文書」には、合計二十五通の綸旨が残され、そのうちの二十三通については翻刻・紹介がなされている。この綸旨群は、先に引用した「八瀬記」、またこれの後の時代を補った「八瀬記」(續)に引用され、「村の歴史」の語りの中に組み込まれている。今ここで、現存する綸旨と「八瀬記」(續)に引用された綸旨写の対応表を掲出する(表2)。

各種権門ではなく、一村落にこれほどまでに歴代天皇からの綸旨が残されることとは他に例を見ず、八瀬童子がいかに特異な存在であつたかが分かる。

また、十六世紀初頭から十七世紀半ばまでは、一度に二通の綸旨が発給され、一方は年号を書くが、宛所を書かず発給し、いま一つは無年号だが奉者・宛所を明確にし、

山門に対して発給することが通例であった。当該期においての綸旨発給がいかなる形でなされていたのかを知る上でも本文書群はまさに格好の素材といえる。<sup>(2)</sup>

しかし一見すると、八瀬に残された綸旨は、後醍醐天皇から明治天皇に至る五百五十年間に渡る群をなしているかのように見えるが、実は時代ごとに大きな偏差がみられる。山本英二は、このことを「綸旨がほぼ天皇の代替わりごとに発給されるようになるのは、明応元年(一四九二)の後土御門天皇の時から」として指摘するが、実はこの「後土御門天皇綸旨」(表2-2)に対しても検討を入れる必要がある。史料写真(図2)およびその翻刻を掲出したい。

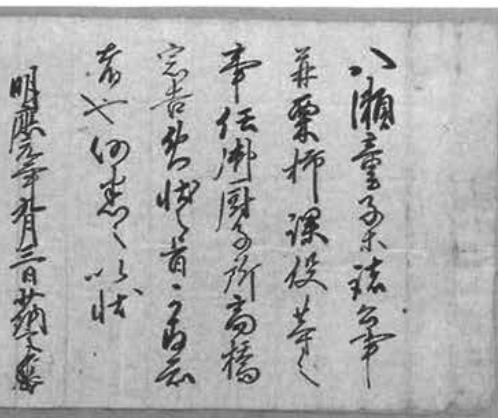


図2 「伝 後土御門天皇綸旨」(八瀬童子会文書所収)

八瀬童子等諸公事并栗柿課役等之事、任御厨子所高橋定吉免状之旨、可存知者也、  
仍悉之以狀、

明応元年九月三日 少納言(花押)

八瀬童子が持つ諸公事と栗柿課役の免除特權を御厨子所預・高橋定吉なる人物の免状に任せて認める内容を伝える。これまで「後土御門天皇綸旨」として紹介してきた本史料であ

中世における八瀬童子の職能と存在形態（西山）

表2 「八瀬童子会文書」所収の綸旨と「八瀬記」「八瀬統記」

No.	年月日	西暦	文書名	記載権利文言	奉者	宛所	記録有無	備考	資料集番号
1	建武3年 1月24日	1336	後醍醐天皇綸旨案	年貢以下公事課役	左少弁	-	八	但し日付 「二月廿四日」	1
2	明応元年 9月3日	1492	後土御門天皇綸旨	諸公事并衆柿課役	少納言	-	八		2
3	永正6年 7月22日	1509	後柏原天皇綸旨	諸役免除	右中将	-	八		3
4	(永正6年) 7月22日	1509	後柏原天皇綸旨	諸役免除	右中将実胤	大藏御殿	八		4
5	慶長8年 12月7日	1603	後陽成天皇綸旨	諸役免除	左少弁	-	八		5
6	(慶長8年) 12月7日	1603	後陽成天皇綸旨	諸役免除	左少弁俊昌	右大弁宰相殿	八		6
7	寛永元年 12月22日	1624	後水尾天皇綸旨	課役一向所被免除	權左少弁	-	八		7
8	(寛永元年) 12月22日	1624	後水尾天皇綸旨	所被免年貢	權左少弁経広	大納言僧都御房	八		8
9	寛永21年 7月2日	1644	後光明天皇綸旨	課役一向所被免除	右中将	-	八		9
10	(寛永21年) 7月2日	1644	後光明天皇綸旨	所被免年貢	右中将実豊	大納言僧都御房	八		10
11	明暦2年 7月3日	1655	後西天皇綸旨	諸役免除	權右少弁	-	八		11
12	(明暦2年) 7月3日	1655	後西天皇綸旨	諸役免除	權右少弁昭房	大納言僧都御房	八		12
13	延宝元年 11月13日	1673	靈元天皇綸旨	課役一向所被免除	右中弁	-	八		13
14	元禄元年 12月25日	1688	東山天皇綸旨	諸役免除	右大弁	-	八		14
15	正徳元年 10月15日	1711	中御門天皇綸旨	諸役免除	右大弁	-	八		15
16	元文元年 7月24日	1736	桜町天皇綸旨	諸役免除	左中弁	-	八統		16
17	寛延元年 10月1日	1748	桃園天皇綸旨	諸役免除	左少弁	-	八統		17
18	宝暦13年 10月8日	1763	後桜町天皇綸旨	諸役免除	左少弁	-	-		18
19	明和8年 3月29日	1771	後桃園天皇綸旨	諸役免除	左大弁	-	-		19
20	安永9年 6月14日	1780	光格天皇綸旨	課役一向所被免除	右大弁	-	-		20
21	文化14年 5月4日	1817	仁孝天皇綸旨	課役一向所被免除	權右中弁	-	-		21
22	弘化3年 6月20日	1846	孝明天皇綸旨	課役一向所被免除	權右中弁	-	-		22
23	慶応4年 3月20日	1868	明治天皇綸旨	課役一向所被免除	左少弁	-	-		23

注：「記録有無」項目は、「八瀬記」「八瀬記 統」の引用の有無をあらわし、それぞれ「八」「八統」とあらわした。また「資料番号」は、「叢書 京都の史料 八瀬童子会文書」に掲載された文書番号と符合する。

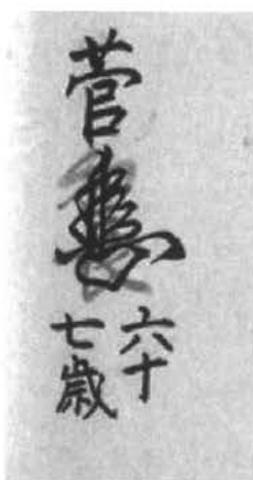


図3 「御注文選表解」  
(国立国会図書館蔵)  
跋文より

るが、料紙に薄墨紙を用いないこと、書止文言に「天氣」「綸言」「御氣色」など  
が用いられないこと、なにより奉書形式ではなく、直状形式であることを勘案す  
れば、綸旨の様式とは一致しないことがわかる。

明応元年に少納言と呼称された人物は、唐橋在数、東坊城和長、高辻章長など  
複数を数えるが、引用史料の花押に着目すれば、東坊城和長である可能性が高く  
(図3)、本史料は和長から八瀬童子に宛てて発給された、課役免除特權追認の書状  
として理解することができる。それでは、和長と八瀬童子との間にはど

のようないかが見られるのだろうか。

#### 第2項 「和長卿記」にみえる八瀬童子

ここで東坊城和長の日記「和長卿記」に着目し、八瀬童子との関わりを探りたい。<sup>(2)</sup>

五日癸巳 晚天雨下、例年之菖蒲御輿調進之、左衛門府之役也、当府衛士材木沙汰進之、立内侍所前、材木当府領内自<sup>二</sup>八瀬・大原沙汰之、檜柱二本<sup>近代替</sup>、一枚木二束、杖八本、檜葉二把、已上一所之分也、両所同前同當府内花園ヨリ均錢百疋到来畢、

文龜元年(一五〇二)五月五日、例年の通り和長は菖蒲御輿を内侍所に立てた。これは左衛門府役であるといい、衛士が杉材をもつてこれにあたつたという。この史料のうち「材木当府領内自<sup>二</sup>八瀬・大原沙汰之」という記述は看過することはできない。ここに端的に示されるように、八瀬は大原とならび左衛門府領であり、同府の年預職をもつていた東坊城家の管掌下にあつたのである。<sup>(3)</sup>また文龜三年にも菖蒲御輿調進の記事が見られるが、そこには「右柴持來之日雇食代二疋<sup>丈</sup>沙汰定例也、大原分同前不<sup>二</sup>相替<sup>一</sup>也、但八瀬者嚴重也、大原者率爾也、仍以<sup>二</sup>八瀬分<sup>一</sup>為<sup>二</sup>得分<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>隨<sup>レ</sup>時歟」とあり、八瀬と大原の調進の態度を嚴重、卒爾と対比しながら、八瀬側に優位性を認めている。また賀茂祭の際に、八瀬住人が和長のもとに献料を持参し勧益を受ける事例も知られ、八瀬の人々と和長の関係は密接なものであつたことがわかる。

このことを踏まえ、先に引用した和長書状を注視したい。先述した通り、本史料の大意は、八瀬童子に諸公事・栗柿課役の免除を認めたものである。この書状が発給された背景に、八瀬童子と他の栗柿をあつかう供御人や神人などとの対立があつたことが想定される。<sup>(4)</sup>お

## 中世における八瀬童子の職能と存在形態（西山）

そらく、課役徴収をめぐって軋轢が生じた八瀬童子は、左衛門府領のルートから東坊城家を頼つたのではなかつた。東坊城家としては、この依頼を受け御厨子所との調整をはかり、課役免許状を獲得した。これを八瀬童子に通達するために発給されたのが、先の和長書状だと考えられる。<sup>(8)</sup>

とするならば、当該期における八瀬童子は、東坊城家という先にみた青蓮院門跡・梶井門跡とは異なる後楯を持ち、時に応じてこれらを選択しつつ、自らの権益の維持・拡大を図ることが可能な、卓越した組織力を持つ職能集団であつたと考えられる。

## おわりに

本稿では、主に鎌倉期・室町期における八瀬童子の職能とその存在形態について考察してきた。ここでその要旨をまとめておきたい。

まず本稿では彼らの職能に着目し、八瀬童子が比叡山をはじめとした山々で輿界として活躍する姿を重視した。彼らの生業は洛北地域の山々から薪炭を産出し、それを洛中において販売することであった。このような日常の生活の中で培われた身体能力、あるいは山々に関する深い見識が、輿界として活動する上で資本となり、八瀬童子が屈指の職能集團となつていったものと考えられる。彼らの活躍の場が、主に山道に限定されていることはこのことを如実に物語つていよう。

このような輿界に関する技術は、八瀬童子を管掌する寺院権力だけでなく室町幕府の中でも極めて重視され、義満を先例としながら室町殿の山道における輿界として重用されるようになった。このことは同時に彼らが幕府儀礼の中核を左右する特異な立場を獲得することと同義であり、ここにおいて八瀬童子は有力な訴訟手段（輿の停止、儀礼への不出仕など）を行使することが可能となつたものと考えられる。現に八瀬童子の権益は、織豊政権を通じて江戸時代まで維持されたことが明らかで、特権的職能集團としての位置付けが与えられ続けた。また一方で、彼らが衛門府領の住人という立場から東坊城家との繋がりをもち、課役免除特権を獲得したことを想定した。これが事実であれば、八瀬童子は異なる権門の後楯を持ち、これを巧みに利用しながら自らの権益の維持・拡大を図る卓越した組織力を持つた職能民であったことになる。

すなわち中世の八瀬童子は山々における生業を基礎としつつ、山道の輿界として高度な技術を發揮しながら幕府儀礼に食い込み、複数の権門を後楯としながら様々な軋轢に対峙していった職能集団としてこそ理解されるべきであろう。「八瀬童子会文書」に残された歴代天皇綸旨の量的中心が十七世紀以降でありますながら、和長書状が綸旨として位置付けられ、貫して朝廷との関わりを強調されてしまった

ように、八瀬童子の歴史は朝廷権威という基調の中に流し込まれて語られてしまっている。確かに八瀬童子と朝廷との関わりは濃密であり、それを否定する必要はないが、時代ごとの彼らの営為にもう一度目を向け、各時代における特有の姿が発掘されてこそ、八瀬童子が持つ近代以降の特異な歴史を正当に評価できるものと考えられる。もとより本稿では、彼らが持つ長大な歴史の極一端に目を向けたに過ぎないが、他の職能民との比較を通じ、あらためて八瀬童子という共同体の歴史の全体に光を当てる必要を強く感じる。残された課題は多いが、ここで擱筆したい。

## 注

- (1) 井上満郎「八瀬」(『国史大辞典』、吉川弘文館、一九九三)。
- (2) 代表的なものは、柳田國男「鬼の子孫」(『郷土研究』四巻三号、一九一六、後に『柳田國男全集』一一、筑摩書房、一九九〇)、宝永年間ににおける八瀬童子と比叡山側の境界相論に関して把握を行なった平山敏治郎「山城八瀬村赦免地一件(一・二)」(『大阪市立大学文学部紀要人文研究』二三・二四号、一九七四一七五)、同「山城八瀬村赦免地一件 補遺」(『成城文芸』一〇一、一九八二)。また童子にという存在形態について他の童子とも合わせて八瀬童子に言及した研究として田辺美和子「中世の『童子』について」(『年報中世史研究』九号、一九八四などがある。また中世社会において八瀬童子と他の童子は混同されやすい状況を鑑み、童子の検証・分類を行なった土谷恵「中世寺院の童と兒」(『史学雑誌』一〇一巻一二号、一九九二)も重要な研究である。
- (3) さらに八瀬童子の通史的叙述のものとして宗教人類学の立場から池田昭「天皇制と八瀬童子」(東方出版、一九九一)、宇野日出男「八瀬童子 歴史と文化」(思文閣出版、二〇〇七)が挙げられる。
- (4) 「八瀬童子の虚像と実像」(『列島の文化史』八、日本エディタースクール、一九九二)。
- (5) 以前、八瀬童子については描稿「奥を昇く八瀬童子」(『図録「八瀬童子 天皇と里人」、京都文化博物館、二〇一二』)においてまとめたことがあるが、図録掲載論文であり、紙幅に限界があつたこと、新出史料が豊富に紹介されたことなどを勘案し、本稿で再考を試みることとした。
- (6) 「青蓮院吉水藏菩薩釈義紙背文書」(『平安遺文』四六五五号文書)。
- (7) 「大日本佛教全書 華頂要略門主伝 第一」
- (8) 本史料中、とくに御輿と力者の関係は入り組んでおり、ここで整理しておきたい。本史料中には、①長源阿闍梨が用意した「人夫六人」、②定賢法眼の「私力者六人」、③房全が御輿に召進らせた「私力者六人」、④房全の私輿を昇いたと考えられる「法師六人」の四種の力者が登場する。これらは、文脈から判断し、同一表記であつても異なる集團を指し示していくことが明らかであり、これらの力者を本文では次のように

に理解した。

まず①と②を同一の集団として捉えた。すなはち長源が用意した人夫が定賢の私力者六人であり、これらが長権三合を担う存在として理解した。次に、③は、文字通り房全が管掌する力者で、これを最守の乗る御輿に付けたと考えられる。その理由は、本文中「仍予請取之」、備案此事交替他人不可レ然、只直可レ入御輿之由心中存定畢」という表記と関わるものと思われ、文箱を直に御輿に納めた房全が、運送まで自らの責任の中で行おうとしたことによるものと考えられる。最後の④であるが、この集団がもつともとらえにくく断定的に把握することは困難だが、おそらく当初からの力者である十榮院所属のものと考えられる。

- (9) 「入道准后大相国登山之記」(東京大学史料編纂所蔵)、なお翻刻として『大日本史料』第七編一冊。
- (10) 下坂守「山門使節制度の成立展開 室町幕府の山門政策をめぐって」(史林)五八卷一号、一九七五)。福田栄次郎「山門領近江国富永莊の研究」(駿台史学)三六号、一九七五)。小風真理子「山門・室町幕府関係における山門使節の調停機能 山門関の過書遵行権をめぐって」(史学雑誌)一一三卷八号、二〇〇四)など。
- (11) 広橋兼宣「義持公日吉社參記」(原本は、東洋文庫蔵、翻刻は『大日本史料』第七編二三を参照した)。
- (12) 「建内記」嘉吉元年(一四四三)三月二七日条。
- (13) 「大日本佛教全書 華頂要略門主伝 第二」。

(14) 先行研究では、八瀬童子の手になる正徳年間(一七一一年一七一六年)に成立した歴史書『八瀬記』(叢書京都の史料四 八瀬童子会文書)一三四号)の中では、自らの由緒を門跡が閻魔王宮から帰る時の輿界を勤めた鬼の子孫である、と語る点が重視されてきた。実際、この伝承は十五世紀頃に成立した「依正秘記」(天台密教十三流の一つ、穴太流の周辺で成立した雑纂的記録)の中に「八瀬人ノ因縁」として「西方院院源座主渡ラ刹國、有御説法 御帰朝之時、鬼童御供申シ来ル、本朝其余流則今ノ八瀬人也、其形童子形ニテ来ル故ニ今モ彼里ノ者ハ不レ切レ髪如童子、ヤセトハ八瀬トモ書之<sup>ハシタ</sup>、又後又ト書テヤセトヨムト云説モ在<sup>リ</sup>之」と見えており、数百年に渡り伝承させられてきた言説であつたことがわかる(松田宣史「比叡山仏教説話研究 序説」三昧井書店、二〇〇三、本史料の存在は藤原重雄氏のご教示による)。

この伝承の意味に関して池田昭は、柳田國男、折口信夫、喜田貞吉、吉野裕子、林屋辰三郎らの諸説を検証した上で、自説を展開する(池田前掲書)。氏は、先に引いた『八瀬記』の記述に着目し、「彼<sup>童子</sup>らは、たんに宗教的首長に対する従者であつたばかりでなく、玲瓏羅童子のもの随順さと制咤迴童子のもつ淨めの二つの意味ないしは機能を備えた従者」とし、その上で彼らが「悪魔はらい、ないしは魔除けという宗教的機能を果たす」と、その性格を規定した。

今ここで、さらに鬼の子孫伝承の來由について考察を深めると、着目をしなければならないのは彼らが閻魔王宮(あるいは羅刹國)から現世へ戻る際の輿界を勤めた鬼の子孫と自称することである。実は先に引いた、「依正秘記」の中では、「西方院院源座主渡ラ刹國、有御説法 御帰朝之時、鬼童御供」した、と語られるのみで、輿界として勤めたという言説はみられない。これは『八瀬記』の記述として固定されるまでの間で、御供が輿界として具體化されていった可能性があることを示していく。また、池田氏が鬼の子孫たる八瀬童子の宗教的機能であったとした悪魔はらいの勤仕事例として「八瀬記」に書き上げられる事例も、天皇、天台座主、あるいは北野社御神体遷宮の行列に供奉し、輿界を

勤めたものに限定される。すなわち、奥を昇くという行為こそ、八瀬童子と鬼の子孫伝承を結びつける要素と考えられるのである。

八瀬童子は山道を把握し、強靭な身体能力で貴人の登山・下山につき従う。その姿の中に、人々は超人的な職能の力を見、またその職能こそが八瀬童子の矜持であったとも考えられる。この点に鬼の子孫伝承の成立の一端が潜んでいるのではなかろうか。

- (15) 〔叢書京都の史料四 八瀬童子会文書〕一三四号、なお本史料は、原本においては訓点・ルビが施されている。
- (16) この史料に関連し、同年六月一日付「八瀬人等言上状」(『叢書京都の史料四 八瀬童子会文書』七七号)が残されている。

目安 八瀬人等謹言上

右おうみ山は、往古より甲乙人買請候て、木をこる在所候間、当所の村人等も數十代におよび買請木をこり候、然は彼山は大原をへたてたる奥にて候處に、大原領内二おきては通路がかなふましきよし申上候、此あひた道をと、め候間、なんかんの次第候、大方路次等は自他の領内互ニ通用仕事に候上、いわうより立つける道にて候ハ、めで違乱ニおよひ候、我等のこときのいやしき身は、一日の薪をとりやみ候ヘハ、半日のせいろもかなわざる事候、八瀬人と申候は、御所中之譜代御株持の事候ヘハ、御憐憫の儀をもて理に任せて如元道をとほり、山に入候やうに御成敗ニあつかり候ハ、畏入候へく候、もし又公方の御下知をそむき、猶も異儀を申候ハ、大原におき候ては、又当初の道をも通たてまして、所詮昔よりとり付候山本道をと、められ候てハ、庄家の住宅も不可叶候、速ニ無為御成敗をかうぶり、安堵のおもひをなすへきよし、目安状粗謹言上、

応永廿二年六月二日

八瀬人等

この文書では、杣場であった「近江山」に至る道を大原の人々が封鎖し、八瀬の人々が通行を妨げられていることを述べ、元の通り通行ができるよう裁決を願っている。本文書は、一面では本文で引用したと史料と密接に関連し、補強する内容を伝えているようみえる。しかしながら、傍縁部の表現、とくに「株持」なる用語は当該期に見られることはなく、本文書には研究の余地があるものと考える。とはいえた本文書の存在は、「八瀬記」に写される本文引用史料がいかに八瀬童子の歴史語りの中で影響力を持ったものかを端的に示しているといえる。

(17) このことと関連し、現在も八瀬・妙伝寺に「大般若波羅蜜多經」六百巻が伝えられている点は看過できない。本經は、応永八年の年紀を持ち、その奥書から八瀬村における宮座が調進・奉納したことが明らかである(前掲注5図録、出品番号二五)。膨大な量の大般若經を完備・調進する背景には、相当な人的・金錢的な資本が必要であったことは想像に難くない。一大事業ともいえる大般若經の完備・調進を可能としたのも、当該期に幕府儀礼の重要な一員として八瀬童子が位置付けられ、彼らのもとに相当の資本の蓄積が果たされたからではなかろうか。

(18) 八瀬童子との対立は以下のものを数える。高野蓮養坊との河上漁撈をめぐる対立(延徳二年「一四九〇」閏八月三日「伺事記録」、「室町幕府引付史料集成」上巻所収)、殺害・刃傷・盜賊に関する蓮養坊沙汰人と八瀬庄守地下人との対立(天文十一年「一五四二」九月七日「伺事記録」、「同書」上巻)また徳政をめぐる記録として、文明十一年(一四七九)延暦寺西塔院北尾金山坊からの借錢の分一徳政の記事(大永六年「一五六六」十一月十三日「頭人御加判引付一二、「同書」下巻)。とくに高野蓮養坊との対立は異なる事案ながら時代幅は五十年あ

## 中世における八瀬童子の職能と存在形態（西山）

り、その対立関係が長期に渡り連綿と続いている可能性がある。青蓮院と蓮養坊という上部構造の対立関係もあわせて検討する必要があろう。

- (19) 永禄八年六月六日付「三好氏奉行人奉書」（『叢書京都の史料四 八瀬童子会文書』八二号）。
- (20) 永禄二年四月五日付「織田信長朱印状」（『叢書京都の史料四 八瀬童子会文書』八四号）、天正一六年一月一日付「前田玄以判物」（同書、八六号）など。
- (21) この点、前掲注5図録、八〇頁参照。
- (22) 内閣文庫蔵。検索、翻刻に関しては、東京大学史料編纂所所蔵謄写本を参照した。
- (23) 奥野高廣「第六章第二節 戦国時代の諸司領」（『戦国時代の宮廷生活』、続群書類従完成会、二〇〇四）。
- (24) 「和長卿記」文亀元年四月十九日条。
- (25) 抽稿「中世後期における鳥獸類をめぐる人々」（『中近世の被差別民像』、世界人権問題研究センター、二〇一八）。
- (26) 本文書に見られる諸役免除特權という文書の機能は、他の縕旨群と共通しており、長い伝来過程の中で、混同される可能性は高い。